

ゆうゆう館の団体活動利用制限の緩和について

日頃より、ゆうゆう館の運営及び協働事業にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止について、団体等の活動内容の利用制限を設けていましたが、6月19日から都において休業要請が全面解除される見通しとなったため、ゆうゆう館においても活動を制限していた内容について、下記のとおり一部を緩和いたします。

記

1 利用できない活動としていた内容の一部緩和 (緩和前)

- ・大正琴、ウクレレ等の演奏 (※歌唱が伴う場合は不可)
- ・コーラス、カラオケ、民謡、詩吟、スポーツ吹矢など、大声での発声、
歌
唱等が生じたり、飛沫感染の恐れがある活動
- ・社交ダンスなどソーシャルディスタンスが確保できない活動



- #### (緩和後)
- ・コーラス、カラオケ、民謡、詩吟等歌唱を伴う活動については、マスクを
着用し、人の配置を横並びにするなどして、ソーシャルディスタンス(1
m~2m)を確保したうえで、活動できます。これに加え、カラオケは、
マイクを使用前に利用者が消毒することを条件に活動できます。
 - ・社交ダンスなど、ソーシャルディスタンスが確保できない活動は、その
場
でステップを踏む、シャドーを行うなど、活動内容を変更した場合に利
用
できることとします。ただし、ソーシャルディスタンスの確保は必要で
す。
 - ・スポーツ吹矢は利用できません。

2 適用日 令和2年6月19日(金)

- #### 3 その他
- カラオケのマイクを消毒するための消毒剤と拭き上げ用のティッシュ等は原則団体利用者に用意をお願いしてください。ただし、周知の関係で当面は各ゆうゆう館でもご用意ください。また、活動内容の制限については、今後の国や都の動向により変更する場合があります。